

## 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

制度区分・ 給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	<p>【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。</li> <li>また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)</li> </ul>
保育所	<p><b>公立</b> 【市10/10】</p> <p><b>私立</b> 【国1/2、県1/4、市1/4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設最低基準(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏付けをすることにより、児童に対する公の責任を果たそうとするもの。</li> <li>なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。</li> </ul>
児童手当	<p>被用者(3歳未満)      被用者(3歳以上)</p> <p>【国・県・市各1/10、 事業主7/10】      【国・県・市各1/3】</p> <p>公務員      非被用者(自営等)</p> <p>【所属庁10/10】      【国・県・市各1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担。</li> <li>地域住民の福祉増進にも密接につながるため、地方も一定の負担。</li> <li>児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分について、事業主も一定の負担。</li> </ul> <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賄われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p>
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病 後児保育・一時預かり・地域 子育て支援拠点等)	<p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の福祉に密接につながることで、地方も一定の負担。</li> <li>現在及び将来の労働力確保の観点から、事業主も一定の負担。</li> </ul>
次世代育成支援対策 交付金(延長保育・全戸 訪問事業・ファミリーサ ポートセンター事業等)	<p>【国1/2、市1/2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進の一環として、国の負担による補助を行うもの。</li> </ul>